

議案第20号

墨田区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月17日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

墨田区いじめ防止対策推進条例（平成26年墨田区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

学校教育法の一部改正により、新たな学校の種類として小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が設けられることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。